

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書は、奈良県くらし創造部青少年・社会活動推進課において縦覧に供します。

令和元年十月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

令和元年九月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子育て研究所 t o c o t o c o

三 代表者の氏名

辻川 朱利

四 主たる事務所の所在地

橿原市上品寺町三七〇番地の三一

五 定款に記載された目的

この法人は、現代社会における子育てに関する課題の研究と子育てに不安や悩みを抱える保護者及び教育者等に対する研修及び支援を行い、子どもが孤立せず明るく安心して生活できる健全な社会の実現に寄与することを目的とする。